

障害者総合支援法に基づく介護給付費の不支給決定処分の違法・不当の審査に関する一考察

平 裕 介

I はじめに

本稿は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」または「法」という。）に基づく介護給付費等の不支給決定処分の裁量統制に関する一考察を通じて、行政争訟制度における不当性と違法性との関係に関する具体的な検討を行うものである。

筆者は、行政争訟制度における不当性と違法性の関係を研究テーマの1つとしており、行政不服審査法における「不当」性審査の基準に関する別稿⁽¹⁾を公表している。そこでは、違法性審査を行う訴訟だけではなく、訴訟よりも広く権利・利益が救済されるはずの行政不服審査における「不当」（行政不服審査法1条1項）性の審査の基準に関して、これまでの違法性の審査に関する判例理論や学説に照らし、違法ではないが不当であると決断しうる基準に

ついでに試論を提示した。その試論とは、「不当」か否かは、ある裁量行為等に関する複数の考慮事項がある場合において、当該行為等に関する領域についての専門的審査を行いうる審査機関が、当該領域における専門家の集団意識としての知見（一般人の集団意識たる「社会観念（通念）」ではなく、いわば「専門家通念」）に照らし、「すべての考慮事項について調査・考慮を行い、かつ、すべての重視事項（単なる考慮では足りず、重視することを要する事項（要重視事項））について調査・重視をした」などとする処分庁（行政庁）の説明を一応納得できるものと評価しうるか否か、という基準によって判断すべきと解されるというものである。「不当」とはいえない、「最も公益に適す」⁽⁴⁾る行政活動といえるためには、上記のようにすべての考慮事項・重視事項につき考慮・重視を要するものとする必要がある。

また、筆者は、前記別稿とその翌年に公表した別

-
- (1) 平裕介「行政不服審査法活用のための『不当』性の基準」公法78号（2016年）239頁以下（242～243頁）。なお、筆者が第80回日本公法学会総会報告後の公募報告セッション（第3セッション）において「行政不服審査法活用のための『不当』性審査」に関する報告を行ったこと（第1報告）につき同333頁。
 - (2) 平成28年4月1日に施行された行政不服審査法（平成26年法律第68号）を指す（施行日につき同法附則第1条、行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）参照）。なお、同法は平成26年6月、52年ぶりに実質的な改正がなされたものであるが、同法1条1項も改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）1条1項もともに「不当」性を不服事由としており、この点についての変更はない。
 - (3) 本稿では、考慮すべき事項としての「義務的考慮事項」（芝池義一「行政決定における考慮事項」論叢116巻1＝6号（1985年）572頁）ないし「要考慮事項」（塩野宏『行政法I〔第6版〕行政法総論』（有斐閣、2015年）151頁）を指すものとする。
 - (4) 美濃部達吉『日本行政法 上巻』（有斐閣、1936年）169頁参照。

(5) 稿において、違法ではないが不当であると明示した認容裁決の実例である(福岡県の)八女市公平委員会平成24年11月30日裁決⁽⁶⁾を、東京都教育庁職員分限免職処分取消等請求事件(東京地判平成27年2月18日(平成23年(行ウ)第742号))⁽⁷⁾などを参照しつつ、地方公務員に対する分限免職処分に関する行政裁量の統制に関し、前記基準の検証を行った。なぜなら、裁判所による司法審査とは異なり、違法性の審査の及ばない範囲について不当性の審査をなすことは「行政不服審査の最大のメリット」⁽⁸⁾であると考えられるにもかかわらず、すでに多くの批判があるとおりに現実に不当を理由とする認容裁決がなされることはこれまで殆どなかったことから、実際の行政不服審査においてどのように

(違法ではなく)「不当」であるとの判断がなされたのか明らかにした上で、その判断の手法を判例・裁判例における違法(適法)性の判断の手法と対比するなどしつつ「不当」判断の基準や判断の手法等を解明していく必要があると考えたからである。

このようなことから、本稿でも同様に、自立支援給付としての介護給付費の支給決定に係る申請を拒否する不支給決定処分(法22条1項等参照)を「違法」とするのではなく「不当」であるとして取り消した福岡県知事平成27年2月19日裁決(26障第2525号)(以下「平成27年裁決」という。)の事案・裁決理由等と、同処分に関する大阪高判平成19年9月13日(以下「平成19年大阪高判」という。)を紹介し(Ⅱ)、上記不支給決定処分に関する大阪高判平成23

-
- (5) 平裕介「地方公務員に対する分限免職処分の『不当』性審査基準に関する一考察」日本大学法科大学院法務研究14号(2017年)115頁以下。
- (6) 星野圭「福岡視覚障害者審査請求事件」障害と人権全国弁護士ネット編『障がい者差別よ、さようなら! ケーススタディ障がいと人権2』(生活書院, 2014年)128頁以下で、同裁決(平成23年(不)第2号)の事案・要旨等が紹介されている。なお、同文献では「八女市」を「Y市」としているが、筆者が公文書公開請求を行うなどしてこれを八女市と特定した。また、同裁決の全文は、筆者が調査した限り、同文献に掲載されていないなど公刊物等での公表がなされていないものであったため、筆者が八女市に公文書公開請求を行い、その写しを入手し、研究目的から平・前掲注(5)130頁以下にその全文を掲載した(個人識別情報に係る部分など非公開(黒塗り)とされた部分については「●」で表示するなどした)。筆者が調査した限りでは、違法ではないが不当であると明示した認容裁決(違法性の判断については触れずに単に不当であるとした裁決は含まない)は、かかる八女市公平委員会平成24年11月30日裁決と国税不服審判所平成22年12月1日裁決の2例にとどまる(後者につき、国税不服審判所公表裁決事例集81号339頁、三木義一「行政不服審判所制度と『不当』を理由とする救済」水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』(法律文化社, 2011年)746頁以下などを参照)。
- (7) 季刊公務員関係最新判例と実務問答2号40頁(47頁以下), LEX/DB文献番号25505861。なお、労働判例ジャーナル39号33頁参照。
- (8) 櫻井敬子『行政救済法のエッセンス(第一次改訂版)』(学陽書房, 2015年)45頁。
- (9) 木村弘之亮「行政不服審査法の位置づけと展望: 競争的民主主義の補完と行政参加」公法45号(1983年)223頁、平松毅「オンブズマン制度—オンブズマン制度研究会最終報告について」法教73号(1986年)119頁、阿部泰隆「違法性と不当性の間」同『行政裁量と行政救済』(三省堂, 1987年)54頁、宮崎良夫「行政不服審査制度の問題点と改革の方向」公法52号(1990年)222頁などを参照。なお、公害健康被害の補償等に関する法律108条、石綿による健康被害の救済に関する法律77条のように、不当を理由とする認容裁決が一般化している例があるとの指摘がある(宇賀克也『解説 行政不服審査法関連三法』(弘文堂, 2015年)15頁)ところ、「一般化」の意味にもよるが、上記各法律における行政不服申立制度下では不当を理由とする認容裁決が比較的多く存在するといったことを意味するものであるとしても、違法な場合を含めて「不当」としているものも少なくないものと思われる。このことについては今後の考察対象とする予定であるが、いずれにせよ、不当のみを理由とする認容裁決の例は少なく、「質疑応答」[第14回行政法研究フォーラム—行政不服審査法改正(二)]自研91巻1号(2015年)52頁[横田明美発言]も、行政管理研究センターの調査研究(一般財団法人行政管理研究センター「行政不服審査及び行政手続判例等に関する調査研究報告書」(2013年, http://www.soumu.go.jp/main_content/000284905.pdf)を参照。)に際して、不当性審査の事例を全国の都道府県と国の省庁に問い合わせたが、2件(同報告書253~256頁の「裁決12」及び「裁決13」の2件と思われる。)しか回答がなかったとしている。
- (10) 賃社1479号63頁。

年12月14日（石田訴訟控訴審判決）⁽¹¹⁾等を参照しつつ、平成27年裁決等と平成19年大阪高判等を比較して平成27年裁決の不当性審査の方法・考慮事項の考慮（調査義務）の程度と違法性審査のそれらとの異同等を分析し（Ⅲ）、最後に、平成27年裁決の裁決理由と上記試論としての基準との関係につき検討する（Ⅳ）。そして、平成27年裁決については、公刊物等で公表されていないものと思われる⁽¹²⁾ところ、筆者が福岡市等に公文書公開請求を行い、その写しを入手したことから、研究目的で本稿の末尾にその全文を引用することとした。⁽¹³⁾

なお、最二小判平成28年12月20日民集70巻9号2281頁は、処分の職権取消しの適否に関し、処分の「違法又は不当」の有無の認否を審査する旨判示したものであることから、形式的には「不当」についても裁判所が審理判断するものとしている。もっとも、実質的には、同判決は基本的には違法性の審査を行ったものと解されることなどから、本稿では同判決に関しては特に検討対象としないが、かかる判示と上記試論との関係等に関する考察については他日を期すこととしたい。

Ⅱ 平成27年裁決・平成19年大阪高判と併給調整規定の適否

平成27年裁決の事案の概要及び裁決要旨並びに平成19年大阪高判の事案の概要及び判旨は次のとおりである。両者は、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「保険法」という。）の規定による介護給付（介護保険給付、介護保険サービス）との併給調整規定（法7条、平成17年法律123号による改正前の身体障害者福祉法（以下「福祉法」という。）17条の9）に基づき、給付（自立支援給付としての介

護給付費支給の申請（法20条1項）、身体障害者居宅生活支援費支給の申請（福祉法17条の5））を拒否する不支給決定処分がなされたという点で、事案が共通するものといえる。以下では、本稿の内容との関係上、裁量権の逸脱濫用の違法事由（判断過程審査によるものを含む）についてのみ取り扱い、併給調整規定自体の合憲性等については取り上げないこととする。

1 平成27年裁決

(1) 事案の概要

審査請求人A（以下「A」という。）は、平成25年3月25日、福岡市東区に、障害福祉サービス等に関する申請書と介護給付費等の支給に係る特例的取扱いを求める申立書の提出し、介護保険給付と自立支援給付としての障害福祉サービス等に関する居宅介護の介護給付費との併給の申請を行った（法7条、20条1項）。この申請を受けて、同年5月7日、処分庁である福岡市東区長（以下Ⅱの1で単に「処分庁」という。）は、審査請求人への介護給付費等の支給に係る特例的取扱いについて、福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課に対し、意見を求め、同月21日、処分庁は、同課から特例的取扱いは認めないとの回答を受けた。そして、同月24日、処分庁は、Aに対し、障がい福祉サービス等に関する居宅介護申請却下決定通知書を送付し、上記併給の却下決定（以下Ⅱの1で「本件処分」という。）を行った。本件処分は、いわゆる申請拒否処分（行政手続法2条3号、同法第2章参照）である。

Aは、平成25年7月18日、本件処分を取り消すとの裁決を求め、審査請求を提起し、介護保険法上の介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、Aは介護保

(11) 賃社1559号21頁。

(12) 平成27年裁決については、第一法規株式会社で開催されている行政判例研究会において宇賀克也教授（東京大学）よりご教授いただいた。宇賀教授に心より感謝申し上げる次第である。

(13) ただし、個人識別情報に係る部分など非公開（黒塗り）とされた部分もあり、そのような部分については「●」で表示し、また、非公開とされていない部分の一部（審査請求人代理人の法律事務所名や所在地等）についても明記しないこととした。なお、「代理人目録」（191名分）については省略した。

険のケアプラン上において介護保険サービスのみに
よって確保することができないものと認められる場
合に該当する状況にあり、介護保険給付と障害福祉
サービスとの併給を要する状況にあることから、本
件処分は不当かつ違法な処分である旨主張した。

これに対し、処分庁は、審査請求人が支給を求め
る自立支援給付（介護給付費）に係るサービスの種
類は「居宅介護」であることから、これに相当する
サービスは介護保険サービスにおいて受けることが
可能であり、また、審査請求人は介護保険の区分と
しては要介護4の認定を受けていることから、介護
保険サービスのみにより必要な支援が確保されてい
る（仮に審査請求人への支援が不足するのであれば、
少なくとも「要介護5」の認定を受けているはずで
ある）旨主張し、したがって、Aには上記併給は不要
であるとして審査請求の棄却裁決を求めた。

本件の主な争点は、併給調整について規定した法
7条に関する厚生労働省社会・援護局障害保健福祉
部企画課長・障害福祉課長通知のうち、併給を可能
とする部分がAに適用されるかである。すなわち、
法に基づく自立支援給付と他の法令による給付との
調整につき、法7条は「自立支援給付は、当該障害
の状態につき、介護保険法（中略）の規定による介
護給付（中略）その他の法令に基づく給付又は事業
であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相
当するものを受け、又は利用することができるとき
は政令で定める限度において、当該政令で定める給
付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体
の負担において自立支援給付に相当するものが行わ
れたときはその限度において、行わない」と規定し、
また、自立支援給付のうち、介護給付費等（法
19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同
じ。）の支給決定等を行う際の介護保険制度との適
用関係等についての考え方につき、平成19年3月28
日付け障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生
労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害
福祉課長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と
介護保険制度との適用関係等について」（以下「平
成19年通知」という。）1(2)③柱書は、「申請に係る
障害福祉サービスに相当する介護保険サービスによ
り必要な支援を受けることが可能と判断される場合
には、基本的には介護給付費等を支給することはで
きないが、以下のとおり、当該サービスの利用につ
いて介護保険法の規定による保険給付が受けられな
い場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支
給することが可能である。」とし、この「当該サー
ビスの利用について介護保険法の規定による保険給
付が受けられない場合」として、平成19年通知1(2)
③アは「在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サー
ビスについて当該市町村において適当と認める支給
量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険
サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区
分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン
上において介護保険サービスのみによって確保す
ることができないものと認められる場合」を挙げて
いる。本件では、Aが平成19年通知1(2)③アに該当
するものかなどが争われた。

(2) 裁決要旨（「不当」な処分であるとして審査請
求認容）

平成27年裁決は、審査請求人（代理人弁護士ら）
の提出した反論書のうち、「請求書が生きていくた
めに必要な支給量は、必要最小限に絞っても、現
在、実際に請求人が利用している内容である週23時
間×5週＝115時間程度が不可欠である（甲28－こ
れは2013年9月におけるサービス利用の実績値であ
る。なお、9月の利用実績と本件処分当時の利用実
績は概ね同じ内容である。）。」、「請求人が現在、自
己負担で利用している部分を含む介護サービスが、
請求人の健康状態、生活状況を維持するために最低
限のものであることは、医師も認めているところだ
る（甲25。）」との部分をそれぞれ引用し、また、
2013年11月15日付け「A氏の身体状況について」と
題する証拠書類で、Aの診断名、経過、現在の身体

状況、2013年3月から4月時点でのADL（日常生活動作）、介助者が不在であることの日常生活への悪影、リハビリテーションの効果、外出、友人の訪問について医師が作成したものとされる証拠書類（甲25）の「現在、自己負担で利用しているものを含む介護サービスは、現在の健康状態、生活状況を維持するためには、最低限のものであると、考えられる。」との部分に言及し、Aに対するサービスの詳細な内容及び処分当時の利用状況は証拠書類で確認でき、当該証拠書類はAが当時必要としたサービス時間数を裏付けるものであるとした上で、これらを踏まえて検討した結果、Aについては、月115時間の介護保険サービスが必要と認められるところ、処分庁の認める月30600単位、時間数に換算して75時間では足りず、平成19年通知1(2)③アに該当するとし、ゆえに、障害福祉サービスによる居宅介護の支給が必要であると判断する旨述べた。

そして、不服審査会⁽¹⁴⁾において、「介護保険サービスとの併用による障害福祉サービス等に関する居宅介護申請の認定手続きにおいて、『障がい者用概況調査票（勘案事項整理票）』等で、審査請求人のサービスの利用状況・利用希望等の聞き取りを行っているものの、審査請求人に係る支援が足りているという判断は不当であるため、審査請求人の判断を支持する。」との答申を得ていることに言及する。

以上から、平成27年裁決は、Aの主張には「理由がある」とし、「本件処分は不当であったと判断」し、本件処分を取り消す認容裁決をした。

2 平成19年大阪高判

(1) 事案の概要

本件は、原告B（以下「B」という。）が福祉法に基づいて、身体障害者居宅生活支援費（以下「生活支援費」という。）の支給を申請したところ、宝塚市長（以下Ⅱの2で単に「処分庁」という。）が福祉法17条の9を理由に支給対象外であるとして不

支給決定処分を行い、同処分に対する異議申立ても棄却されたため、同処分の取消しを求めた事案である。本件は、福祉法時代の判例ではあるものの、平成27年裁決と同様に、併給調整規定（福祉法17条の9）の適否が争点となったものである。

すなわち、福祉法17条の5第2項は、市町村は、身体障害者（以下「障害者」という。）による生活支援費支給の申請（同条1項）の申請が行われたときは、当該申請を行った障害者の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況、当該障害者の生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、生活支援費の支給の要否を決定するとしているが、福祉法17条の9は、生活支援費の支給は、当該身体上の障害の状態につき、保険法の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないと規定しており、厚生省大臣官房障害保険福祉部企画課長・障害福祉課長通知（平成12年3月24日障企第16号・障害第8号。以下「平成12年通知」という。）がかかる併給調整規定の適用に関する解釈について定めていた。平成12年通知は、「65歳以上の障害者が要介護又は要支援状態となった場合（中略）には、要介護又は要支援認定を受け、介護保険から保険法に定める保険給付を受けることができる。その際、障害者施策と介護保険とで共通するサービスについては、介護保険から保険給付を受けることとなるので、支給された介護給付と重複する障害者施策で実施されているサービスについては、原則として提供することを要しない」とし（平成12年通知1(2)、下線は筆者）、また、「在宅ホームヘルプサービス（以下「訪問介護」という。）については、原則として障害者施策と介護保険とで共通するサービスであるので、65歳以上（中略）の障害者が要介護又は要支援の状態となった場合は、要介護等認定を受け、介護保険の保険給付としてサービスを

(14) 平成27年裁決の裁決書の「理由」3(1)シによると、「福岡県障害者介護給付等不服審査会」を指すものである。

受けることとなる」(平成12年通知2(1)①第一段)が、「保険法の保険給付に比べてより濃密なサービスが必要であると認められる全身性障害者(両上肢、両下肢のいずれにも障害が認められる肢体不自由一級の者及びこれと同等のサービスが必要であると市町村が認める者)については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険では対応できない部分について、引続き障害者施策から必要なサービスを提供することができることとする」こと(平成12年通知2(1)①第三段、下線は筆者)につき定めていた。

処分庁は、Bは片麻痺の状態であり、上記「全身性障害者」にあたらな⁽¹⁵⁾いとして生活支援費の不支給を決定した(以下Ⅱの2で「本件処分」という。)ところ、原審は、平成12年通知が福祉法17条の9の解釈を誤った違法なものとはいえず、本件処分は適法なものであるなどとしてBの請求を棄却したことから、Bが控訴した。

(2) 判旨(原判決取消し、Bの請求認容)

本件の争点すなわち本来なすべきBに対するホームヘルプサービスの支給量を具体的に認定することなく、福祉法17条の9についての誤った解釈を示した平成12年通知に基づき、保険法の訪問介護で対応できない部分は存在しないと認めて、本件処分をしたことは違法ではないかとの点につき、平成19年大阪高判は大要次の①～⑤のとおり述べ、本件処分は違法であるとした。

① 平成12年通知は、「通達であって、法規性を有しないから、そこに述べられている福祉法17条の9の解釈基準は、裁判所の判断を拘束するものではない」が、「行政を円滑・公平・適正に運営するためには、法令の定めを更に具体化したり、法令の解釈や運用を統一するために、通達の形式で、あるべき解釈を示したり、一定の運用上の基準を設ける必要性があることは否定できないし、その場合には、

当該通達の内容が法の趣旨に照らして適正である限り、裁判所としても、法令の解釈にあたって、その内容を尊重することが相当である。」

② 平成12年通知は、「類似の法制度である福祉法のホームヘルプサービスと保険法の訪問介護の相互の関係について、通達によって、その解釈を示したものであるところ、本件事案との関係では、その要点は、本件通知にいう全身性障害者以外は、福祉法のホームヘルプサービスにつき、保険法の訪問介護で対応できない部分は存在しない、とするところにある。」

③ そこで、このような平成12年通知の依拠する解釈が、福祉法及び保険法の解釈として正当であるかどうかについて検討すると、(i)福祉法と保険法の「目的、機能は異な⁽¹⁵⁾って」おり、このことは、「福祉法の制度と保険法の制度の関係については、外見上類似した制度であっても、実際の運用において、異なる運用がなされる可能性を示すものといえることができる」こと、(ii)福祉法17条の9の文言も、「生活支援費の支給は、介護保険法の規定によって受けた給付の限度において、行わないとするもので、福祉法による厚生援護と介護保険法による保険給付とが、少なくとも量的に同一でないことを前提としている規定となっている」こと、(iii)「具体的な制度の定めを見ても、両者の制度には差異がある」ことなどからすれば、「福祉法17条の9は、福祉法と保険法とでは、その目的及び機能に差異があり、現に、福祉法によるホームヘルプサービスにかかる生活支援費と、保険法による訪問介護では、それぞれの金額(限度額を含む。)の具体的な算定過程も異なっていることから、その両者に差異があることを当然の前提として、その重複する部分について、保険法による訪問介護が優先することを定めたにすぎない規定と理解すべきである。」

④ したがって、平成12年通知の依拠する解釈

(15) 神戸地判平成19年2月2日貸社1479号67頁。

は、福祉法の立法目的・理念に沿うものではなく、福祉法と保険法の関係について、前記①の意味における「行政の法令解釈に裁量の余地があることを十分考慮してもなお、その裁量の範囲を逸脱したものとして、法令の正当な解釈を示すものということとはできない」（下線は筆者）。

⑤ なお、被控訴人は、平成12年件通知には、「『(全身性障害者と)同等のサービスが必要であると市町村が認める者』という文言があるから、柔軟な運用が可能であると主張するが、上記のとおり、本件通知は、原則として全身性障害者でない限り、福祉法の運用上、介護保険による訪問介護を上回るホームヘルプサービスの必要があると認められる場合であっても、その必要部分について一律に生活支援費を支給しないとすることで、そのような基本的な点において、福祉法と保険法の関係の解釈を誤ったものであるから、本件通知の文言が、いくらか柔軟な運用の余地を残すものであることは、本件通知の基本となる解釈が、行政の裁量の範囲内にあると認める理由となるものではない。」

⑥ 「以上によれば、本件処分は、福祉法と保険法の関係についての解釈を誤り、本来なすべき控訴人に対するホームヘルプサービスの支給量（福祉法17条の5第3項2号）を具体的に認定することなく、」平成12年通知に基づいて、「保険法の訪問介護で対応できない部分は存在しないと認めて、不支給

の処分をしたものであって、違法な処分であることが明らかである。」

Ⅲ 併給調整規定の適否に関する違法性審査と不当性審査の異同

1 併給調整規定の適否に関する要考慮事項

前述したとおり、併給調整規定である法7条（福祉法17条の9）は、自立支援給付としての介護給付（支援費の給付）に相当する保険法上の介護給付を受ける場合等には、政令で定める限度において自立支援給付は行わないなどとしており、自立支援給付（支援費の給付）は、社会保険給付との関係で後順位に置かれている。⁽¹⁶⁾

もっとも、自立支援給付（支援費の給付）に相当する社会保険給付を受ける場合に当たるか否かの判断に際しては、併給申請に係る障害者の「障害の種類及び程度その他の心身の状況」が「勘案」事項とされており（法22条1項・法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）12条1号、福祉法17条の5第2項・福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）9条の3）、各勘案事項は、考慮事項（要考慮事項）あるいは要重視事項とされるものと考えられる。

そこで、以下、併給調整規定の適否に関する違法性審査と不当性審査において、どのような審査の方法が採られているか、また、上記考慮事項についてどの程度の考慮がなされるべきものとされている

(16) 菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）455頁。なお、平成18年に施行された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）にも同様の併給調整規定がある（同法7条）。

(17) 障害者自立支援法（平成17年法律123号）でも「障害の種類及び程度その他の心身の状況」は勘案事項とされている（同法22条1項、同法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）12条1号）。

か、あるいは、どの程度の調査義務があるものとされているかを検討する。⁽¹⁸⁾

2 中程度の裁量審査としての違法性審査における考慮事項の考慮・調査義務の程度

まず、違法性審査における上記考慮事項の考慮の程度に関し、前記Ⅱ・2(2)の平成19年大阪高判は、平成12年通知がいわゆる裁量基準であるとしても、原則として全身性障害者でない限り、福祉法の運用上、介護保険による訪問介護を上回るホームヘルプサービスの必要があると認められる場合であっても、その必要部分について一律に生活支援費を支給しないとする平成12年通知では、Bのような全身性障害者ではない障害者との関係では上記考慮事項の考慮を尽くせないものとなっており、ゆえに、福祉法17条の9の趣旨に反し不合理なものといえる旨判示したと解されよう。⁽²⁰⁾

したがって、Bのような全身性障害者ではない障害者との関係でも、一律に障害の種類及び程度その

他の心身の状況についての具体的な調査・考慮をしないものとし、もって併給を認めないとして不支給の決定を行うことは考慮不尽の瑕疵を帯びた裁量判断であり、判断過程が不合理なものであることから裁量権の逸脱濫用となるものと考えられる。そして、この判断枠組みは、現行法である法7条の適否についても同様に妥当するものと解される。⁽²¹⁾

また、上記の判断過程の統制の方法に関し、不支給決定に関する前掲石田訴訟控訴審判決は、障害者総合支援法の前身の法である障害者自立支援法（平成17年法律123号。以下「自立支援法」という。）は「支給要否決定をするに当たって考慮すべき事項を規定するにとどまらず、これらの判断に際してとるべき手続について詳細に規定し、この手続の過程において、当該申請に係る障害者等のほか医師その他の専門家を関与させることにより、支給要否決定並びに支給決定をする際の障害福祉サービスの種類及び支給量の決定を、当該障害者等の個別具体的な事

(18) 塩野・前掲注(3)286頁、小早川光郎「調査・処分・証明——取消訴訟における証明責任問題の一考察——」雄川一郎先生献呈論集『行政法の諸問題 中』（有斐閣、1990年）249頁以下（266頁以下）等参照。また、調査義務に関し、山本隆司「行政手続及び行政訴訟手続における事実の調査・判断・説明」小早川光郎古稀記念『現代行政法の構造と展開』（有斐閣、2016年）305～306頁は、「行政機関は公益を実現するために私人に対し決定を行う場合、原則として、当該決定にあたり考慮すべき事項の全般につき調査・説明義務を負うと解される。行政機関は、自らの特定の利益を追求するのではなく、社会における様々な利益を考慮・衡量して公益を実現する義務を負い、そのために包括的な調査を行う権限および組織を備え得るからである。」とする。

(19) 深澤龍一郎「行政事件訴訟における判断過程——その基礎的考察——」公法77号（2015年）172頁以下（180頁）は「考慮事項の観念と密接に関連するのが調査義務の概念である」とし、また、北村和生「行政の調査義務と裁判による統制」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣、2016年）161頁以下（180頁）も、「調査義務違反は、行政裁量の判断過程の統制につながると考えられる」とし、加えて「取消訴訟においては、行政による調査義務が不履行であることを証明できれば、当該事項については考慮していないこととなり、調査義務違反は判断過程の統制型の審査に役立つものと考えられる」としている。筆者も同様の立場に立つものである。

(20) 塩野・前掲注(3)117頁以下参照。

(21) 市原義孝「判解」法曹時報69巻6号（平成29年）93頁以下（105頁）参照。

(22) 福島豪「判批」岩村正彦編『社会保障判例百選 [第5版]』（有斐閣、2016年）206頁以下（207頁）参照。

情に即応するよう、その判断の過程を通じて合理性の確保を図っているものということができる⁽²³⁾とした上で、「このような支給決定の手續に係る自立支援法の規定ぶりや自立支援法の趣旨目的、障害福祉サービスの性質からすると、市町村が行う支給要否決定並びに支給決定を行う場合における障害福祉サービスの種類及び支給量の決定が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとして違法となるかどうかは、当該決定に至る判断の過程において、勘案事項を適切に調査せず、又はこれを適切に考慮しないことにより、上記の各決定内容が、当該申請に係る障害者等の個別具体的な障害の種類、内容、程度その他の具体的な事情に照らして、社会通念上当該障害者等において自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難とするものであって、自立支援法の趣旨目的（自立支援法1条）に反しないかどうかという観点から検討すべきである」と判示している。

そして、平成19年大阪高判、前掲石田訴訟控訴審判決に照らせば、自立支援給付等と社会保険給付との併給をしない旨の決定（自立支援給付との関係では、いわゆる申請拒否処分に当たるもの）には各勘案事項の認定判断についての要件裁量が認められるものの、かかる裁量権の逸脱濫用があるか否かについては、「社会通念」（社会観念）審査と判断過程統

制型審査の2つを接合（結合）させたもの⁽²⁴⁾によって審査（違法性審査）をすべきものと解され、この審査の枠組みは行政庁の裁量がそれほど広範ではない場合に適合しやすいものであり、その審査密度⁽²⁵⁾のレベルは「中程度⁽²⁶⁾と考えられる（中間密度型）⁽²⁷⁾」。

そのため、同決定の違法性審査における考慮事項の考慮の程度あるいは調査義務の程度についても、「判断代置による審査の方法」すなわち最大限審査としての実体的判断代置方式のように「審査密度が一番深い⁽²⁸⁾」審査をするものではないことからすると、やはり中程度にとどまるのではないかと解される。

ゆえに、平成19年大阪高判のように、不合理な裁量基準を適用することで前記「障害の種類及び程度その他の心身の状況」につき、調査義務違反の（考慮事項に関する事実につき調査を尽くさない）程度が比較的大きく、殆ど考慮事項の考慮をしなかったといえる場合には、上記中程度の審査方法により考慮不尽の違法、裁量権の逸脱・濫用を導くことができるものと解される。

しかし、他方で、調査義務違反の程度が比較的大きいとまではいえず、一定程度は特定の考慮事項の考慮をしたといえる場合、例えば、前掲石田訴訟控訴審判決における①1日当たり24時間介護を認めな

- (23) この部分の判示に関し、同判決は、「支給申請があったときは、障害程度区分の認定及び支給要否決定を行うため、当該職員をして、当該申請に係る障害者等に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査させるものとするが、この場合において、市町村は、当該調査を自立支援法32条1項に規定する指定相談支援事業者等に委託することができ（自立支援法20条2項）、この委託を受けた指定相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとされている（同条3項）ほか、市町村は、支給要否決定を行うために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより市町村審査会又は身体障害者更生相談所等の意見を聴くことができるとされ（自立支援法22条2項）、市町村審査会、身体障害者更生相談所等は、上記意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他関係者の意見を聴くことができるとされている（同条3項）」ことに言及する。なお、障害者総合支援法でもこれらの条項と同様の規定がある。
- (24) 亘理格「行政裁量の法的統制」高木光＝宇賀克也編『行政法の争点』（有斐閣、2014年）118頁以下（121頁）、塩野・前掲注(3)151頁、藤岡毅＝長岡健太郎『障害者の介護保障訴訟とは何か！——支援を得て当たり前前に生きるために』（現代書館、2013年）103頁等参照。
- (25) 谷口豊「裁量行為の審査方法」藤山雅行＝村田斉志編著『新・裁判実務体系 第25巻 行政争訟〔改訂版〕』（青林書院、2012年）311頁以下（315頁）参照。
- (26) 小早川光郎＝青柳馨編著『論点体系 判例行政法 2』（第一法規、平成29年）477頁以下〔友岡史仁〕。
- (27) 亘理・前掲注(24)120頁。
- (28) 小早川光郎『行政法講義〔下Ⅱ〕』（弘文堂、平成17年）195頁。

いと判断⁽²⁹⁾や、②1か月当たり20時間の移動介護の加算を認めるだけで、それ以上の時間の加算を認めないとする判断⁽³⁰⁾については、「障害の種類及び程度その他の心身の状況」につき必ずしも十分とはいえなくても一定程度の考慮をしたものとされ、考慮不⁽³¹⁾尽とはならないことがあるものと解される。加えて同時に、例えば自治体の財政状況に関する「当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況」(法22条1項・法施行規則12条9号、自立支援法22条1項・自立支援法施行規則12条9号)など他の考慮事項については十分に考慮をしたものといえるような場合には、さらに考慮不⁽³²⁾尽の違法を導くことは難しいものと考えられる。

3 不当性審査の審査における考慮事項の考慮・調査義務の程度

次に、平成27年裁決の審査方法についてみると、審査庁は(諮問機関としての不服審査会も)、Aの主張や医師作成の証拠等に照らし、Aについては、月115時間の介護保険サービスが必要と認められるところ処分庁の認める月75時間では足りないことから、処分庁(福岡市東区長)の判断とは逆に、Aにつき平成19年通知1(2)③アの場合には当たり、障害福祉サービスによる居宅介護の支給が必要であると、その上で「本件処分は不当」であるとしている。

このような判断については、2つの読み方がある。一つは、前述した判断⁽³³⁾置による審査の方

法による判断と考えるもの、もう一つは、上記Ⅱ・2のような裁量審査を大前提としつつ中程度の審査の審査密度をさらに向上させた審査の方法による判断と考えるものである。そして確かに、平成27年裁決が「不当」の判断の前提として裁量を肯定することや裁量権の逸脱濫用の審査枠組みに特に言及していないことからすると、前者のように読むのが素直であるようにも見える。

しかし、判断⁽³⁴⁾置による審査の方法により不当判断を行い得るものとする、「行政庁の判断に委ねるべく裁量権を付与した立法趣旨には適合しない」ことになる。また、日本の行政不服審査では、オーストラリアの行政不服審判所法(Administrative Appeals Tribunal Act 1975 (Cth) (AAT Act))のように、行政庁が審査庁へ重要な資料等を提出するものとする法制度⁽³⁵⁾が採用されているわけではなく、かかる法制度は、オーストラリアの行政不服審判所が妥当性審査(merits review、違法性審査(judicial review)と区別されるもの)を判断⁽³⁶⁾置の方法(覆審的審査の方法)により行うための主要な前提となっているものと考えられる。

したがって、平成27年裁決については、裁量審査を大前提としつつ中程度の審査の審査密度をさらに向上させた審査の方法によるものとみるべきである。

(29) 賃社1559号31頁。

(30) 賃社1559号33頁。

(31) 菊池・前掲注(16)450頁。

(32) 大橋洋一『行政法I 現代行政過程論[第3版]』(有斐閣、2016年)211頁、友岡・前掲注(26)485頁参照。なお、「簡易迅速」な審査という行政不服審査法の目的(同法1条1項)からしても、判断⁽³³⁾置的審査と同様の方法により不当性の不服審査を行うことは適当ではないものと考えられる(平・前掲注(1)242~243頁)。

(33) 確井光明「オーストラリアの総合的行政不服審判所に関する一考察」『行政不服審査機関の研究』(有斐閣、2016年、初出1990年)86頁参照。

(34) 確井光明「総合的行政不服審判所の構想」『行政不服審査機関の研究』(有斐閣、2016年、初出2001年)102頁、久保茂樹「オーストラリアの行政法と行政審判所」平松紘=金城秀樹=久保茂樹=江泉芳信『現代オーストラリア法』(敬文堂、2005年)141頁以下(157頁以下)等参照。

(35) なお、Dennis Pearce, *Administrative Appeals Tribunal*, (Lexis Nexis Butterworths 4th ed, 2015) 192も、資料提出制度に関するAAT法37条・38条を妥当性審査に関する同法の主要な条項(core provisions)であるとしている。

IV 結びにかえて

1 不当性の基準に関する試論と平成27年裁決の関係

最後に、不当性の基準に関する試論と平成27年裁決の関係等につき考察を加える。前記Iのとおり、筆者は、「不当」か否かは、ある裁量行為等に関する複数の考慮事項がある場合において、当該行為等に関する領域についての専門的審査を行いうる審査機関が、当該領域における専門家の集団意識としての知見に照らし、すべての考慮事項（・重視事項）について調査・考慮（・重視）をしたなどとする処分庁の説明を一応納得できるものと評価しうるか否か、という基準によって判断すべきものと解している。

そして、平成27年裁決では、法7条の適否に際して判断される法22条1項・法施行規則12条各号（1～9号）の考慮事項のうち、特に同条1号の「障害の種類及び程度その他の心身の状況」という考慮事項ないし重視事項を考慮・重視したか否かとの点につき、併給の申請に対する処分に関する領域における専門家の集団意識としての知見（専門家通念）においては、Aのような要介護5の認定を受けていない者についても平成19年通知1(2)③アの場合に該当するか否かを個別具体的に判断する必要がある（なお、文面上、要介護5の認定を受けている者だけを対象にしているというものではない）、かつその判断については「高度」の専門性を有する医師の意見（法22条3項参照）を特に重視すべきものとされているものと考えられることから、「障害の種類及び程度その他の心身の状況」に係る事実についての調査義務の程度が高まり（ゆえに審査密度が高ま

り）、さらに、Aが自己負担で利用している部分を含む介護サービスが、Aの健康状態、生活状況を維持するために最低限のものであるとする医師の意見（に係る証拠書面）等に基づき調査義務の違反・懈怠が認められ、すべての考慮事項・重視事項の考慮・重視がなされなかったために「不当」であるとされたものといえよう。

また、静岡県知事平成26年10月24日裁決（以下「平成26年裁決」という。）も、平成27年裁決と同じく、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給・不支給の決定に係る裁量処分につき、「違法」ではなく「不当」を理由とする処分取消裁決を行っており、この平成26年裁決でも、医師の意見（審査請求人が提出した医師意見書）等に基づき考慮事項ないし重視事項に係る調査義務違反が認められているものと考えられ、平成27年裁決との共通点がみられるように思われる。

2 技術的助言に照らした「不当」審査の密度の向上

平成27年裁決は、Aの障害の「程度その他の心身の状況」等に関し、処分庁（福岡市東区長）の自治事務に係る「技術的な助言」（地方自治法245の4第1項）である平成19年通知に記載された場合に該当するものとしており、このことを「不当」性を認めるための主な根拠としている。

しかし、「技術的な助言若しくは勧告」のうち、「助言」よりも強い権限の発動とされる「勧告」の場合であっても、勧告を受けた自治体は、勧告を尊重しなければならぬ義務を負うにとどまり、法律上勧告に従うべき義務を負うわけではないものと解されており⁽³⁸⁾、これは助言についても同様と考えられる。また、技術的な助言（・勧告）は、法定受託

(36) 勢一智子「審議会行政における専門性と『民意』」公法研究79号（2017年）172頁参照。

(37) 平成26年裁決につき報告をした文献として、河野正「障害者の目線に立って市の対応を厳しく批判し24時間介護を獲得した事案」介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット編『支援を得てわたらしく生きる！24時間ヘルパー介護を実現させる障害者・難病者・弁護士たち』（山吹書店、2016年）63頁以下があり、同書69頁以下に平成26年裁決の全文が掲載されている。

(38) 松本英昭『新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』（学陽書房、平成29年）1147頁。

事務に係る処理基準（同法245条の9）のように法的拘束力が肯定されうるもの⁽³⁹⁾ではなく、裁量基準（あるいは解釈基準）それ自体に当たるものでもない⁽⁴⁰⁾と解される。そのため、違法性審査においては、技術的な助言が、考慮事項に係る裁量基準を適用するに際して参酌を許されるものとされることはありうる（ただし、技術的助言が裁量基準そのものに組み込まれることになるわけではない）ものと解され⁽⁴¹⁾るとしても、それが考慮事項に係る調査義務の程度を向上させるということには通常はならないものと考えられる。このように、通常の一般人の集団意識としての社会通念（社会観念）に照らした違法性審査は、必ずしも審査密度が高いとはいえないものとなることから、裁判所としては（審査庁も違法性審査の点では）「行政庁の説明を一応納得できる」⁽⁴²⁾（よって違法とはいえない）ものと比較的判断し易くなると思われる。

他方で、Ⅳ・1で述べたように、不当性審査では、社会通念ではなく、専門家の集団意識としての知見に照らした判断がなされるという意味で専門家通念が基準となることにより、法の趣旨に適う内容の技術的な助言が裁量基準（不当性審査における裁量基準）として機能することとなるものと解され、ゆえに考慮事項に係る調査義務の程度の向上が図られ、「不当」の審査密度が高まるものと考えられる。そして、このように解することは、技術的な助言が「客観的に妥当性のある行為又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする」⁽⁴³⁾という技術的な助言の意義な

いし趣旨にも合致するものといえよう。

3 不当性審査の方が調査義務の程度・審査密度が高くなる事案類型

以上より、平成27年裁決の事案のように、法22条1項・法施行規則12条各号（1～9号）の考慮事項につき、市町村職員が勘案事項整理票等を用いて聞き取り調査を行ったが、支給要否決定についての医師の意見は聴いていなかったというような事案類型の場合には（法22条3項は「市町村議会」等が「必要があると認めるとき」に医師等の意見を「聴くことができる」とし、常に医師の意見を聴かなければならないとしているわけではない）、前記のとおり、不当性審査の方が調査義務の程度・審査密度が高くなる場合があるものと考えられ、違法とまでは判定しえないが不当であるとはいえるとの領域を見出すことができるように思われる。よって、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給・不支給の決定に係る裁量処分に関し、少なくとも上記事案類型では、とりわけ特にⅢ・2で言及した①1日当たり24時間介護を認めるべきかという問題や②移動介護の加算をどの程度多く認めるかという問題等については、（違法性の主張と併せて）不当性の主張を展開することに注力する意義が大きいものといえ、積極的な行政不服審査の活用が図られるべきである。

*本稿の草稿に関して、2017年11月4日開催の北陸公法判例研究会（於・石川四高記念文化交流館）において、鶴澤剛准教授、大橋弘輝弁護士、長内祐樹

(39) 宇賀克也『地方自治法概説〔第7版〕』（有斐閣、2017年）402頁は、処理基準の法的拘束力を否定する（水戸地判平成26年1月16日判時2218号108頁も否定する立場に立っている）が、これを肯定するものと解する裁判例もある（鳥取地判平成18年2月7日判時1983号73頁）。

(40) 他方、技術的助言・勧告とは異なり、処理基準は、解釈基準である場合も裁量基準である場合もあるものと解されている（宇賀・前掲注(39)402頁）。

(41) 平裕介「建築基準法上の総合設計許可処分に際しての公開空地の有効係数評価と特定行政庁の裁量」自研89巻11号（平成25年）114頁（124頁以下）。

(42) 山本隆司『判例から探求する行政法』（有斐閣、2012年）232頁。

(43) 松本・前掲注(38)1147頁。なお、技術的とは、恣意的ともいえるような判断又は意思等を含まない意である（同頁）。

准教授，神橋一彦教授，篠原永明講師，平川英子准教授，細川俊彦弁護士，山崎友也准教授，米田雅宏教授，及び同研究会の参加者各位から，多くの貴重なコメントを頂戴した。本稿においてご教授いただいた内容を十分に反映できているか自信がないが，ここに記して心よりの謝意を表す。本稿に残る誤りについての責任は，筆者にのみ帰属する。

*本稿は，科学研究費補助金〔課題番号26380131〕の助成に基づく研究成果の一部である。

【福岡県知事平成27年2月19日判決】

26障第2525号

裁 決 書

〔筆者注：審査請求人住所〕

審査請求人 ●●●●●●

〔筆者注：上記代理人住所〕

上記代理人 ●●●●●●外190名

(別紙代理人目録のとおり)

〔筆者注：処分庁所在地〕

処 分 庁 福岡市東区長

上記審査請求人(以下「審査請求人」という。)が平成25年7月18日付けで提起した上記処分庁(以下「処分庁」という。)の審査請求人に対する障がい福祉サービス等に関する居宅介護申請却下決定処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

理 由

1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

福岡市東区長が平成25年5月24日付けで行った、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 理由

審査請求人は、介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合に該当する状況にあり、介護保険給付と障害福祉サービスとの併給を要する状況にあることから、本件処分は不当かつ違法な処分である。

2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

(1) 趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 理由

審査請求人が支給を求める自立支援給付(介護給付費)に係るサービスの種類は「居宅介護」であることから、これに相当するサービスは介護保険サービスにおいて受けることが可能であり、また、審査請求人は介護保険の区分としては要介護4の認定を受けていることから、介護保険サービスのみにより必要な支援が確保されている(仮に審査請求人への支援が不足するのであれば、少なくとも「要介護5」の認定を受けているはずである)。

したがって、審査請求人には、介護給付と障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)による自立支援給付の併給は不要である。

3 審査庁の判断

(1) 事実の認定

ア 平成25年3月25日 処分庁は、審査請求人から障がい福祉サービス等に関する申請書及び介護給付費等の支給に係る特例的取扱いを求める申立書の提出を受理した。

イ 平成25年5月7日 処分庁は、審査請求人への介護給付費等の支給に係る特例的取扱いについて、福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課に対し、意見を求めた。

ウ 平成25年5月21日 処分庁は、同課から、特例的取扱いは認めないとの回答を受けた。

エ 平成25年5月24日 処分庁は、審査請求人に対し、障がい福祉サービス等に関する居宅介護申請却下決定通知書を送付した。

オ 平成25年7月18日 審査庁は、審査請求人から審査請求書を受理した。

カ 平成25年9月18日 審査庁は、処分庁から弁明書を受理した。

キ 平成25年12月2日 審査庁は、審査請求人から反論書を受理した。

ク 平成26年2月28日 審査庁は、処分庁から再弁明書を受理した。

ケ 平成26年4月2日 審査請求人による口頭意見陳述があった。

コ 平成26年4月11日 審査庁は、審査請求人から再反論書を受理した。

サ 平成26年6月4日 審査庁は、処分庁から再弁明書(2回目)を受理した。

シ 平成26年8月13日 審査庁は、福岡県障害者介護給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)に諮問した。

ス 平成26年8月28日 審査庁は、不服審査会から「審査請求人の判断を支持する」旨の答申を得た。

(2) 判断

ア 法に基づく自立支援給付と他の法令による給付との調整について、法第7条には、以下のように定められています。

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護給付、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政

令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け取ることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

また、自立支援給付のうち、介護給付費等（法19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定等を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方については、平成19年3月28日付け障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（以下「課長通知」という。）には、以下のように記載されています。

（課長通知1(2)③より引用）

「申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。」

併せて、「反論書」及び「反論書の添付書類（●●●●氏の身体状況について）」において、以下のように記載されており、そのサービスの詳細な内容は反論書の添付書類の甲28で確認することができます。また、処分当時の利用状況は再反論書の添付書類の甲38で確認ことができ、審査請求人が当時の必要としたサービス必要時間数を裏付けるものです。

(ア) 反論書

「請求書が生きていくために必要な支給量は、必要最小限に絞っても、現在、実際に請求人が利用している内容である週23時間×5週＝115時間程度が不可欠である（甲28－これは2013年9月におけるサービス利用の実績値である。なお、9月の利用実績と本件処分当時の利用実績は概ね同じ内容である。）」

「請求人が現在、自己負担で利用している部分を含む

介護サービスが、請求人の健康状態、生活状況を維持するために最低限のものであることは、医師も認めているところである（甲25）。」

(イ) 反論書の添付書類（●●●●氏の身体状況について）

「現在、自己負担で利用しているものを含む介護サービスは、現在の健康状態、生活状況を維持するためには、最低限のものであると、考えられる。」

イ 本件処分について、以下のように判断します。

上記ア(ア)反論書及び(イ)反論書の添付書類（●●●●氏の身体状況について）を踏まえ検討した結果、審査請求人については、月115時間の介護保険サービスが必要と認められるところ、処分庁の認める月30600単位、時間数に換算して75時間では足りず、課長通知1(2)③アに該当します。このことから、障害福祉サービスによる居宅介護の支給が必要であると判断します。

なお、不服審査会において、「介護保険サービスとの併用による障害福祉サービス等に関する居宅介護申請の認定手続きにおいて、『障がい者用概況調査票（勘案事項整理票）』等で、審査請求人のサービスの利用状況・利用希望等の聞き取りを行っているものの、審査請求人に係る支援が足りているという判断は不当であるため、審査請求人の判断を支持する。」との答申を得ています。

以上のとおり、審査請求人の主張には理由があると認められ、本件処分は不当であったと判断します。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成27年2月19日

福岡県知事 ●●●●
（障害者福祉課 自立支援係）

